第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２２年（フ）第２６０号
横浜市港南区大久保２丁目16番34号　久保坂荘203
債務者　小川　澄江
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４号
横浜市港北区新吉田東４丁目16番21号　第三加藤荘206号
債務者　比嘉　友美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭625番地１　康勇コーポ103
債務者　東　　作雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２０号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭625番地１　康勇コーポ103
債務者　亀川　文子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９１４号
大阪市港区波除２丁目１番３―502号
債務者　花井　　治
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９４号
大阪市鶴見区今津北２丁目２番２―301号
債務者　前田香陽子（旧姓松）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０３号
北海道中川郡池田町字大通３丁目28番地
債務者　水口　好美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北３丁目３番１号　コンフォール102
債務者　木藤由利子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７号
山口県周南市住崎町６番20号
債務者　山本　康平
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８１０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目33番地の20
破産者　富塚　文雄
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９８号
千葉県市川市南行徳３丁目17番16―208号　サンシティ南行徳Ⅱ
破産者　秋元　禎則
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷11番地２
破産者　株式会社三岳土木
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７３５号
千葉県八千代市緑が丘３丁目１番地６　リーセントヒルズＢ―1101、開始決定時の住所千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア502号
破産者　田中　千里（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第６６号
大分県佐伯市常盤東町４番９号
破産者　有限会社おの
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
埼玉県本庄市朝日町１丁目14番３号
破産者　有限会社ワークスタッフ
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６７号
愛知県豊橋市大岩町字北山400番地７、従前の住所名古屋市中区丸の内３丁目23番23号　リエトコート丸の内1308号
破産者　木原　　徹
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６４号
愛知県春日井市柏原町１丁目149番地１　春日井パークビルⅢ102号室
破産者　有限会社ケイ・フードサービス
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部